

飼い主のいない猫の避妊去勢手術補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、飼い主のいない猫（以下「猫」という。）の繁殖を抑制し、「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現に向けて、個人又は団体が保護した猫に対する避妊去勢手術（以下「手術」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 この補助金は、県内在住の個人又は団体が、県内（熊本市を除く）に生息する猫を保護し、動物病院で手術を受けさせるにあたって支払った手術に要する経費を交付の対象とする。

(補助金の額)

第3条 この補助金における1頭当たりの補助額は、オスについては5,000円、メスについては10,000円とする。ただし、手術費用が補助金の額に満たない場合は、手術費用とする。

(補助金の交付申請)

第4条 要項第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 要項第3条第2項第1号の事業計画書及び第2号の収支予算書は省略するものとする。

3 申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

4 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書を猫の生息区域を所管する地域振興局長（以下「地域振興局長」という。）に提出しなければならない。

(決定の通知)

第5条 要項第4条の交付決定の通知は、別記第2号様式により行うものとする。

2 前項の通知書の有効期間は、発効日から2カ月以内又は当該年度の3月20日までのいずれか早い日までとし、これを経過した通知書は無効とする。

(性別の変更)

第6条 申請者が交付決定通知を受け、猫を保護したところ、申請時に認知していた性別と異なることが判明し、補助額が増額となる場合は、変更交付申請書を地域振興局長に提出しなければならない。ただし、性別が異なることにより補助額が減額となる場合は、第8条に係る実績報告書の提出をもって減額を行うものとする。

2 要項第5条第2項の変更交付申請書は、別記第3号様式によるものとする。

3 要項第5条第3項の変更の決定通知は、別記第4号様式によるものとする。

(公的第三者からの証明・手術実施)

第7条 申請者は、通知書の有効期間内に猫を保護し、「飼い主のいない猫の避妊去勢手術実施に伴う証明書」(別記第5号様式)により、自治会長や市町村職員等の公的第三者から当該猫に飼い主がいないことの証明を受けた上で、動物病院で手術を受けさせるものとする。

2 手術の実施にあたっては、猫の片耳の先端1cmをV字にカットするとともに、手術前後の猫の写真を撮影し保管しておくものとする。

(実績報告)

第8条 要項第9条第1項の実績報告書は、別記第6号様式によるものとする。

2 要項第9条第2項第1号の事業実績書及び第2号の収支精算書は省略するものとし、同項第3号その他知事が必要と認める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 飼い主のいない猫の避妊去勢手術実施に伴う証明書(別記第5号様式)

(2) 動物病院が発行した手術費用に係る領収書の原本(ただし、申請者が原本を保管しなければならない等やむを得ない場合に限り、地域振興局が原本照合を行った原本の写しで可)

(3) 手術実施前後の猫の写真(耳のV字カットが確認できる状態であること)

3 要項第9条第3項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して2カ月を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日とする。

4 申請者は、実績報告書を地域振興局長に提出しなければならない。

(額の確定)

第9条 要項第10条の額の確定通知は、別記第7号様式により行うものとする。

(請求)

第10条 要項第11条の補助金の請求は、別記第8号様式により行うものとする。

(証拠書類の保管)

第11条 申請者は、第8条第2項第2号の領収書の写しを5年間保管しなければならない。

附 則

この要領は、平成30年(2018年)8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年(2019年)4月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年(2020年)6月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年（2022年）4月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年（2022年）6月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年（2023年）3月30日から施行する。